

Title	奥平家の資産運用と福澤諭吉：新資料・島津復生宛福澤諭吉書翰を中心として
Sub Title	
Author	西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1994
Jtitle	近代日本研究 Vol.11, (1994. ) ,p.197- 220
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19940000-0197">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19940000-0197</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 奥平家の資産運用と福澤諭吉

——新資料・島津復生宛福澤諭吉書翰を中心として——

西澤直子

### はじめに

平成6年4月故富田正文先生の蔵書・資料が慶應義塾福澤研究センターに寄贈された。それらは永年にわたる先生の御研究が示すように多岐細部にわたるものであったが、最晩年に集大成ともいべき著作『考証 福澤諭吉』をまとめられた先生のこと、既に著作などで紹介されたものがほとんどであった。ただ次にあげる書翰はその機会のないままに過ぎてしまったようで、明らかに福澤の筆であると思われるが未発表となっている。

それは表に「嶋津復生宛書簡福澤諭吉（嶋通夫発掘複写昭和54.4.27付）」と書かれている複写物で、もしかすると複写物であることから、原史料を御覧になってのち発表なさるおつもりであったのかもしれない。生憎その所在は記されておらず、嶋通夫氏も故人となられてしまったので、所在はいまだに不明のままである。しかし、コピーは鮮明であり、文字はまず福澤のものと考えて間違いはないと思われることや、長文で内容的にも旧中津藩主奥平家の家産管理に関するもので興味深いことから、新資料として報告するとともに、奥平家の資産運用と福澤諭吉の関わりについて考察を加えたいと思う。

E 一御隠居様も御着後兎角

御定説無之今ニ御永住

之御宅も極り不申是も

いたし方無御座御隨意之

方可然固々彼ノ御方

様ニ對し多を求る

の意もなきなり唯々御無事

ニ御消日被成候得は十分

之事と奉存候當時

内も外も鑿君一人なり

荒尾君着芳蓮院様

の御附きいたし候ハ、

可宜候得共恐るゝ所ハ

月給之所出さりとて

あの御老姉様の意ニ

叶ふといふ者を附け

ざるも刻薄ニ過る

よふニ有之これニは

実に困却いたし居候

実地ニ行はれざる事  
にハ難斗候得共荒

尾氏ハひるの間自己

之活計を営ミ朝夕

或ハ急用之時御相談

相手様ハ如何と話合

いたし居候事ニ御座候

尚思召付も御座候ハ、

被仰下度奉願候

F 一荒尾氏も御着ニ付不日

左之者集会奥平様

の御金を取調帳面を

明ニする積ニ御座候

小幡篤次郎

桜井恒次郎

荒尾 茂

築 雅路

福澤諭吉

右五名之内老人ニ而も

不承知之事ニは金を

出納すべからざる事

G 一御家祿も先ツ無難なり  
僥倖都云ふべし右金

子請取候ハ、アメリカへ

式千兩斗り相廻し度

相談いたし居候彼方ニ而も

年ニ七朱の利を取

候よし幡仁氏より

申参候

右貴答申上度早々

頓首

十一月七夜 福澤諭吉

島津復生様

H 尚以時候折角御自重

専一奉存候学校も

不相替繁昌之よし

天朝□□へかり付けハ

六ヶしき歎献納ハ

真平御免なりとても

双方相談ハ出来申間敷

御互ニ御氣之毒様なり

福澤論吉書翰

十月廿四日之貴翰一昨

五日相達し難有拜

御繁用之御中棲々之

御細書恐縮之至私々は

意外之御無音御海容奉

A 願候先日荒尾君も御着

御地之景況詳ニ承知

御内家之義ニ付而は不容易

御尽力之よし此方ニ而も

小幡桜井氏一同午蔭

喜悅安心仕居候併シ

御老体過分之御苦勞は

不被成様奉祈候

B 一賤妻不快之義御尋被下

難有一時ハ大患ニ有之候得共

最早全快乍憚御安意奉願候

C 一奥平様御預金大凡壹万

八千両之内三千既ニ御廻し

相成候よし此一事

未詳私共当初秋中津

出立之節跡ハ房次郎船

ニ而米五百石兵庫エ

積廻し代金ハ千五百

余り金場エ預り置其後

右千五百之内八百両斗

神戸ニ而買入地面代之内

ニ加ヘ残七百両ハ早々

此方ヘ相廻し可申旨金場

ヘ掛合中なり

C 神戸地面代トハ当秋

同処通行之節私

知人関戸良平

ト申入エ頼ミ神戸

之地所買入之為メ金子

貳千六百両預ケ置其後

楠社前ニ払地

三千四百両之もの

有之右地面買入ニ付

先之二千六百ト米代

之内八百足し関戸氏

エ相渡ス手都合なり

C 右之外中津ハ參候金ハ

無御座御手紙之趣ニ而は

千六百ト千四百ト合して

三千両とあり何連ニも途中

之滞り候義も可有之或ハ

金場之心得違ニ而握り

居候哉も不被斗と存し

彼ノ方ヘも手紙さし出置候

尚詳なる事情被仰下

度奉願候

D 一奥平様之御金も大丈夫

ニ而廻り候よし何より之

義金之利足ハ追々下落

今日も当地三井其外金穴之

町人エ面会利足之義相尋

候ニ一年五朱ニ而も容易

ニ預り金ハ不引請ト申事

なり奥平様之御金も昨今

ハ横浜之地券を引当ニ

月壹分之利ニ而貳千五百兩

斗り貸附置候

## I 新資料書翰の宛先および内容について

この書翰が書かれた年については、書翰にある次の3つの事柄の年代が明らかにされていることから比較的簡単に確定できる。

①「幡仁氏」=小幡仁三郎の渡米の年および没年

②「御隠居様」(奥平昌服)らの上京の年

③福澤諭吉の神戸通行の年

①の小幡仁三郎の渡米および病没については、福澤の「小幡仁三郎君記念碑誌稿」に次のように書かれている。

明治四年冬、君の旧主人奥平昌邁<sup>※さゆき</sup>、亜米利加に遊学せんとし、奥平家より君の同行を請ひ、奥平の費用を以て旧主人と共に「ニウヨルク」州ブルックリンに至り、学校に入りて勤学すること一年(中略)明治六年一月初旬神経病に罹りて鬱々樂まず、次第に衰弱を致して、医薬功を奏せず、同月二十日後に至ては既に救ふ可らざるの悪症に陥り、二十九日□□□□の病院内に於て長逝したり(□は判読不能)<sup>(1)</sup>

この書翰の時点では小幡仁三郎はアメリカで存命中なのだから、明治5年ということになる。②の上京の年も明治5年、③の神戸通行は何回もあるが明治5年の「秋」も相当する。この年福澤は前年にできた中津市学校を視察するため、4月1日に横浜を出港して大阪・有馬・神戸をまわり中津へ、5月6日は中津に滞在、7月6日に中津を出発して同月11日神戸に到着している。これらの事柄から、この書翰が書かれたのは明治5年であると推定することができよう。

次に宛先である嶋津復生については、『豊前人物誌』によると諱は定一、初め祐太郎<sup>すけ</sup>と称した<sup>(2)</sup>。旧藩時代には元締郡破損奉行の三役を兼任、安政4年7月には目付となり翌5年学館係兼任、文久元年「供番内用人席に進み藩政の枢機に参与」、3年には奏者番となり長州征伐の功により3人扶持加増、慶応3年にも地替係をつとめた功で50石の加増をうけ、明治2年

「隠居格を以て特に議員に列せられ」たと書かれている。またその見解は「藩政に参加しては常に改進黨を取り、社会の方面に向つても専ら文明主義を鼓吹し、旧弊打破を唱道したり、中津藩士が他藩に先んじて家禄を奉還し、早く農商工の実業に帰せしもの多きは全く復生の率先躬行の賜なりと謂ふ」と述べられている。

嶋津は福澤のよき理解者であった。『福翁自伝』にも「嶋津祐太郎と云ふ奥平家の元老は頗る事の能く分る、云はゞ卓識の君子」であり、「時勢の緩急を視察して、コリヤ福澤を疎外するは不利であると云ふことに着眼し」福澤を引き立ててくれたと書かれている<sup>(3)</sup>。また福澤の方でも嶋津を信頼していて、例えば「奥平様の為めに謀るに、一年に千五百兩づゝ給金を出すも、貴下様（嶋津）を御雇相成候方御徳と存候」（引用文中の（ ）内は原則として筆者の挿入）と述べ嶋津を評価している<sup>(4)</sup>。

さて書翰の内容であるが、前述のように旧中津藩主奥平家の家産管理に関する事が中心になっている。これまでのところ嶋津宛の書翰は9通が知られているが、その内容の多くが奥平家に関わるものである。しかし今回は奥平家の家政、特に資産の運用方法等について具体的に書かれており、その点で非常に興味深い。198-199頁の書翰を参照していただきたい。いくつかの段落から成っているが、その要約は以下のとおりである。

先ず冒頭の挨拶に続くAの部分は、荒尾なる人物が東京に到着して中津の詳細がわかり小幡・桜井らと安心したが、嶋津も過労にならないように気をつけてくれといった事が書かれている。

続くBの段落では妻錦に対する見舞いの御礼が述べられているが、今までに明治5年頃錦が「一時ハ大患」に至るような病気をした記録は知られておらず、詳しいことはわからない。比較的早くに全快したのであろう。

Cの段落からは奥平家に関する記述となる。詳細はⅢ章にゆずるが、先ずC'では中津から兵庫に米を送りその換金化を「金場」に依頼、代金で神戸に購入した土地代を支払いたい旨が書かれている。更にC'の部分では

その神戸の土地購入について「関戸」に頼み楠社前に3,400両で購入した事が述べられている。

続いてDの段落では横浜の地券を担保に奥平家の金を2,500両貸し付けた事が、Eの段落では奥平一家の上京後の様子と「女隠居」芳蓮院（奥平昌暢正室）の付き人について書かれている。ここでは奥平家の金銭出入について直接には触れられていないが、芳蓮院の付き人の月給をどうするかに頭を悩ませ、付き人自身に自己の活計を営ませる案を出している。

Fの段落では奥平家の家産管理を小幡篤次郎・桜井恒次郎・荒尾茂・築雅路・福澤諭吉の5人の合意に基づいて行なう事が書かれている。

最後Gの部分では家禄の中から2,000両をアメリカへ送金したい旨が述べられている。

追伸Hの段落については内容がよくわからない。学校とあるのは中津市学校のことと思われるが「うり付け」「献納」云々の意味が不明である。<sup>(5)</sup> 文面からは中津市学校にもち上がった委譲の話に対して、福澤が献納ではなく有償譲渡にしたいと言っているようにも受け取れるが、『福澤諭吉伝』に書かれている市学校公立化の話はもっと後明治11・2年頃のもので、あるいは前半3行と後半5行は別の事かも知れない。<sup>(6)</sup>

以上みてきたようにこの書翰の大部分は、奥平家の家産管理に関する記述である。そこからは福澤が奥平家の資産運用にいかに関わり、また具体的にどのような運用を行っていたかの一端を窺い知ることができる。次章以下で書翰の内容をもう少し詳しく検討し、奥平家の資産運用と福澤諭吉について考察したい。

## II 奥平家の財政および福澤との関係について

### 1 奥平家の家禄

明治2年6月17日の版籍奉還によって諸藩主は旧領地の知藩事に任命さ

れ、旧封地現石高の10分の1が家禄として定められた。中津藩の現石高は明治3年10月の「藩事取調帳」に、

一米四万六千三百十石五斗余  
 一金百八十二両 八百七十文  
 一金二万二百七十九両六百五十文

右元治元子年より明治元辰年まで五ヶ年間平均物成及小物成高全部を米に引直す時は五万三千石となる<sup>(7)</sup>

とあり、53,000石の10分の1則ち5,300石が奥平家の家禄となった。この時点で奥平家の資産は旧藩時代とは異なり藩財政から切り離されたのであるが、しかしまだ完全に切り離されてはいなかった。旧藩債の償却義務が存在していたのである。知藩事は家禄の一部を藩債処理にあてなければならなかった。藩財政の影響を受ける余地が残った訳である。そこで本論にはいる前に、明治初年の中津藩の財政状況を概観し、奥平家資産と呼べるものの確立過程について考えておきたいと思う。

まず中津藩の藩債高は以下の通りである。

表 中津藩藩債状況

(単位：円)

内国債	公債	106,248.93	53,598.932	新債
			12,643.846	旧債
			1,006.962	租税債
			39,000	官債
	剝除	139,126.995	65,289.062	古債
			68,259.763	棄債
			5,578.17	古借滞利
外国債		0		
合計		245,375.925		

出所：『明治前期政経史資料集成』第9巻「藩債輯録」

注：「剝除」は天保14年以前の古債など明治政府によって破棄された債務。



1石を3円76銭で計算すれば藩実収入は199,280円となり、藩債総額は実にその120%以上にもなる。後に明治6年になって棄捐となるものを除いた公債分(106,248円93銭)で計算し直しても約53%に達する。

また藩札については史料によって発行高にかなりのひらきがみられる。茂木陽一氏によってその信憑性が評価されている大蔵省考課状の「旧藩縣製造楮幣表」によれば205,000円とあるが、しかし『大日本貨幣史』の数値は銀23,370貫目であり、新貨に換算すると約136,000円となる。『明治財政史』の記述は135,327円49,5銭で二者間に大差はないから、135,000円～136,000円程度<sup>(8)</sup>の数値であるとする方が妥当かもしれない。

この藩札高に上記藩債高を加えた凡381,000円を藩実収入199,280円で割ればその割合はおおよそ190%であり、下山三郎氏の『近代天皇制研究序説』の統計と比べると、この比率で中津藩を上回る藩が4分の3を占め、中津藩の経済状況は相対的に考えれば他藩と比較して極めて悪い状況であったとはいえない。しかしまた、良い経済状況ではない。<sup>(9)</sup>

中津藩でも、明治以後廃藩置県までその状態を放置していたわけではなく、対策として職制および禄制の改革・帰農商の奨励などを行なっている。中津藩の職制改革はまず明治元年10月の藩治職制公布に対応して行なわれ、明治元年には家老6人・用人6人・奏者番4人・物頭17人・元締6人以下総勢404名いた藩庁役人を、明治2年には執政5人・参政5人・大監察2人・監察10人・公議人1人・公用人2人以下300名にし、『大分県史』によれば「藩治職制にまともに対応した数少ない藩の一つ」ということになる。<sup>(10)</sup>更に明治3年閏10月には9月の藩制発布をうけ、大参事2人・権大参事2人・少参事2人・権少参事6人以下総勢230名とし、明治元年に比べれば実に40%の人員整理をしている。

また、これらの官禄も政府規定の2割引に定められていた。更に明治3年閏10月の改正では禄制改革も行なわれ、1000石以上では従来の給禄の8～9%、500石以上では11～13%、それ以下では15～最高22%が新たな禄

として定められた<sup>(11)</sup>、『明治前期財政経済史料集成』に記載されている家禄賞典禄増減表によれば米は約33%、金も1%程度の削減となっている<sup>(12)</sup>。

中津藩では熱心に帰農商の奨励も行なった。明治3年11月20日太政官から諸藩へ、農商業に転業する者に対して生産資本として一時金を支給することが通達されると、これを受けて士族に50両・卒には25両、その他にそれぞれ禄高5ヶ年分を支給することに決定した。出願者の第1号は明治4年1月の桜井恒次郎で、以後6月までの間に計170余名が帰農商を願い出た。『大分県史』によればこのように大量の志願者がでた背景には、前藩主奥平昌服が4年3月に帰農願を提出したことがあげられるとしている<sup>(13)</sup>。更に山崎家に残る日記によれば、7月12日の「士族の面々江廻状」でも藩政府は帰農商を勧めている。しかし、折角志願者が集まったにもかかわらず、財政上の理由から士族中37名へは一時金50両が支払えず、また全員が5ヶ年分の禄高支給は受けられなかった。結局明治8年1月になって85名(士族および世襲の卒)<sup>(14)</sup>が復籍することとなり家禄が復旧する。『大分県史』は「山崎家日記」を引用し、「中津藩も、廃藩置県の詔が出るころには『郡県の形勢益々切迫』するのを痛感していたし、廃藩を願い出ようとする段階に達していた」としている。つまるところ職制・禄制改革によって藩財政の立て直しをはかり、また帰農商の奨励も行なったが、禄制を改革すれば士卒族の生活は困窮し、帰農商を奨励したくともその資金が底をついているという状況にあった。

幕末から明治初期にかけて、中津藩の財政は完全な破綻状態とは言えないまでもかなり苦しい経済状況に置かれていたことがわかる。その中で奥平家のみを取支決済状況がどのようなものであったかは今のところ不明だが、少なくとも幕末から明治初期の段階では余裕があったとは考えにくい。

しかし大久保利謙氏は「(版籍奉還後の家禄は)藩財政から切り離されて実収入が確保された。知藩事として表看板は藩主の大名と変わりがなかったから、その家計は藩主時代よりむしろ安定したわけであろう」と述べ、

中村哲氏も同様の意見を述べている。<sup>(15)</sup> 版籍奉還による家禄の独立によって、破綻的状况にある藩財政の影響を受けなくなっただけ、大名家の財政は幕末期よりは好転したと考えられるのである。

そして明治5年4月18日の第126号布告（「負債支消或ハ公廩費ノ内へ是迄家禄ヲ以テ差出来候分自今総テ差免候事」）によって知藩事時代に課せられていた藩債償却義務も消滅すると、ここに至って家禄は完全に独立・安定化した。こうした財政の好転および家禄の完全な独立を経て、大名家の資産——ここで言うならば奥平家資産と呼べるものが確立したと言うことができよう。

ただ大名家の財産には、江戸時代においても藩財政とは別途の藩主個人の財産や藩の財政役人の管轄外の資産の存在が考えられる。そのような家禄以外の藩主の私的財産については今だ明らかにされていない部分が多い。<sup>(16)</sup> 奥平家についてもそれは同様で、私的財産と思われるものでは中津の奥平家所有地・山林・家屋、代々の家宝、御道具類などが確認できるのみである。

いずれにしろ明治5年4月において奥平家の資産は確立し、福澤がその運用に係わる訳であるが、次にそのいきさつについて考察しよう。

## 2 福澤諭吉と奥平家

『中津歴史』は福澤と中津藩との関係について「（幕府に召し抱えられた時点で）氏ハ表ニ本藩トノ関係断ヘタリト雖尚陰然後見ノ位置ニ立テ本藩ノ向背運動ヲ指図シ又奥平家ノ内政ヲ整理」したと書いている。<sup>(17)</sup> しかし『福翁自伝』には「（維新時に幕府から今後のことについて話があった時）私は無論帰農しますと答えて、（略）ソコで是まで幕府の家来になつて居るとは云ひながら、奥平からも扶持米を貰て居たので、幕臣でありながら半ばは奥平家の藩臣である。然るに今度いよゝゝ帰農と云へば、勿論幕府から物を貰ふ訳もないから、同時に奥平家の方から貰て居る六人扶持か八人扶持の

米も、御辞退申すと云て返し」たので「奥平藩の縁も切れて仕舞ひました」とある。<sup>(18)</sup>

『福澤諭吉全集』の富田正文後記によれば、この扶持米は六人扶持で辞退したのは明治2年8月のことである。

また石河『諭吉伝』には「藩政の事には一言も喙を容れず物外に超然としてゐられたのは、其性質として本来政治上の功名心がなかったのみか、藩政などに彼れ是れ助言するときは却つて有害の結果を来さんことを慮つてこれを避けられたゝめであった」とも書かれている。<sup>(19)</sup> 事実明治2年4月に設けられた政府の諮問機関である公議所で国家体制のあり方について問われた時に、中津藩が提出したのは「封建論主張」である「国体節略論」で、「天下ノ治・不治、政事ノ挙息ハ其ノ人ノ存スルト亡スルトニ在ル事ニテ、アニ制度上ニ在ランヤ」として「旧慣ニ仍ルヲ以テ是トス」とあり、福澤の影響は考えられない。また中央政府からの達により明治2年中に行なわれるべき諸務変革では大幅な遅れもみせ（3年8月）、藩政改革に中央の有力者の尽力がみられる例も多い中、そこには福澤の指導力は全く窺われない。<sup>(20)</sup> 福澤の方も中津とは、縁切り、の方向へ向かっているし、中津藩あるいは奥平家の方も特に福澤を必要として動くということは無かったのであろう。

だが明治3年11月20日に旧諸侯華族の東京移住が命ぜられ、4年2月20日「先般華族元武家ノ輩東京住居被仰付候ニ付テハ総テ可為東京府貫属候条此旨相達候事」との太政官布告がでる頃になると状況は変化した。東京定住となった奥平家当主の昌邁は慶應義塾に入学し、その家族も福澤の尽力によって東京移住を行なった。

慶應義塾の入学者の記録である『慶應義塾入社帳』（復刻I 384）によれば奥平昌邁は明治4年2月25日に17歳で入学している。また奥平一家の東京移住について石河『諭吉伝』には「廃藩後も依然中津に住まひ大名風の生活をしてゐるため、費用が非常に多く此俸では家の維持が覺東ないと

いふので、いづれ島津祐太郎等と相談の結果であったらう、先生は其転居を勧め帰途自から其供をして一家を挙げて東京に引上げることにした」とある。『福翁自伝』にも「藩主が藩地を去るは元より士族の悦ぶことでない(しかし——中略——)奥平家の維持が出来ない、思切つて断行せよ」と反対派に抗して福澤等が東京移住を決定し、上京までの行程に苦勞をした様子が描かれている。そして上京した奥平一家は「しばらく慶應義塾構内の西側低地(いまの裏門一帯のところ)綱坂に面したところに住」んだ。福澤は奥平一家に住居をも提供した訳である。

もともと昌邁の父である「御隠居様」奥平昌服は東京移住に気が進まず、『公文録』(国立公文書館内閣文庫)にある「壬申二月東京府伺 華族 奥平昌邁隠居昌服元中津県下へ寄留願」などをみると、非常な大病と偽り中津への寄留を願い出ている。そのように「御隠居様」も不同意かつ中津の人々も不賛成の中での断行は「(奥平)一家の人々が平素から先生を信じてゐなければ出来難いことである」「一家の権力者たる老侯までも先生を信じてゐたから、転居の決行ができた」のであろう。<sup>(23)</sup>この時になると福澤と奥平家の間には密接な関係が窺えるのである。

福澤は、奥平家とそのような関係になった経緯を、『福翁自伝』に「段々時勢が変遷して王政維新の世の中になつて見れば、藩も自から面目を改め、世間一般西洋流の喧ましい今日、福澤もマンザラでなし、或は之を近づけて何かの役に立つこともあらうと云ふやうな説がチラホラと湧いて来た其時に」嶋津復生が福澤を引き立ててくれ、そして一橋家から嫁いできた「由緒ある身分」の「女隠居」が西洋の一夫一婦制に心を動かされて「福澤を近づける気になつて、次第々々に奥向の方に出入の道が開け」、「御隠居様を始め所謂御上通りの人に逢ふて見れば、福澤の外道も唯の人間で、角も生へて居なければ尻尾のある者でもない、至極穩かな人間だと云ふ所からして、段々懇親になつた」と語っている。<sup>(24)</sup>

「女隠居」とあるのは、書翰の要約部分でも触れたが、昌邁から数えて

3代前にあたる昌暢の正室であった芳蓮院で、明治8年春頃に奥平一家が芝高輪二本榎の旧下屋敷内に建てた新居に引っ越した後も「芳蓮院だけは慶應義塾内の仮住居が気に入ったと見えて、再びそこへ戻って住むことにした。先生は終始、旧家臣の礼をもって、丁重にこの老夫人に仕え、絶えず訪問したり招待したり、しばらくご無沙汰をすると、何か食品や品物を贈ってその意を慰めることに細かに気を配った<sup>(25)</sup>」。嶋津および芳蓮院との関わりが、版籍奉還当初にはみられなかった福澤と奥平家との密接な関係を生んだのである。

### III 奥平家の資産運用について

#### 1 新資料にみられる資産運用先

今回の新資料書翰にみられる奥平家資産の運用について検討に入るが、まず資産運用先から考察する。

##### (1) 運用総額について

書翰には「奥平様御預金大凡壹万八千両之内三千既＝御廻し相成候」云々とあるが、奥平家の家禄は先に述べたように5,300石で、これを明治5年当時の米相場で両に換算すると $3.25 \times 5300 = 17,255$ 両となり、この「壹万八千両」はほぼ奥平家の年収に相当する額であることがわかる<sup>(26)</sup>。福澤はそれを、銀行も資本市場も確立していない中どのように運用しようとしたのであろうか。

##### (2) 金場の役割

「米五百石兵庫江積廻し代金ハ千五百余り金場江預り置」云々の部分(C)をみてみよう。福澤は中津の米500石を兵庫の金場<sup>こんば</sup>という人物に送り、相場と合致するその代金1,500両を預け使いみちを指示している。しかもそうした行為がこの時限りではないらしいことがこの書翰から窺える。福澤は金場に、米穀の換金化とその代金の預かりおよび運用をある程度任せ

ていたようである。金場は神戸における奥平家資産の、言わば預金先であったといえよう。

金場とは金場常次郎か、もしくはその親戚筋の金場小平次（治）のことで、明治5年には福澤はどちらの金場とも交遊関係があるので、ここではそのどちらをさすのかはっきりしないが、いずれも福澤が懇意にしていた廻船問屋であった。福澤は神戸通行の際金場家を定宿としていたらしく、明治5年に東京—中津間を往復した際も、行きに5泊、帰りに5泊、金場常次郎方に宿泊している。金場は穀物や茶などを扱っており、明治3年に通商司の承認を受けて作られた貿易商社の名簿のうち「貿易商社穀物組名前帳」および「貿易商社茶商組名前帳」に金場常次郎の名前がみえる。<sup>(27)</sup>

金場と中津藩との関係は廃藩以前に遡る。廃藩以前中津藩には「商法局」なるものがおかれていた。『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』に、明治4年正月から7月末までの記録が書かれている「商法局」の名前入りの日誌が報告されており、それによれば商法局とは「旧藩士中より理財の心掛けある者を掛り役人とし、藩内商人の確實なる者に御用達を申付け盛に商法を営み且つ貸金を為」すところで、「商法局にて取扱ひたる項目」の中には「藩内生産の米、小麦。麦安等を馬関若くば大阪兵庫へ売捌くのみならず筑後の若津にて肥筑米と買入れ売却」することもあげられている。更に「資金欠乏の場合は馬関徳永安兵衛、兵庫金場小平治方より為替金の借入又は中津蔵米切手を抵当として借入れを為せり」とある。<sup>(28)</sup>つまり金場は廃藩以前から中津藩に対して資金の貸付等を行っていた訳で、それが引き続き奥平家に対しても資産運用の一端を担うに至ったのであろう。

逆に言えば、福澤は旧藩時代の御用商との関係を維持し、資産運用の拠点として積極的に利用したことがわかる。

### (3) 神戸における土地の購入

次に「楠社前＝払地三千四百両之もの有之右地面買入＝付」云々とある神戸における土地の購入について考えてみる。楠社とは湊川神社のことで

あろうかと思うが、その東隣は裁判所で明治5年から現在まで変わっていない。「前」と言うからには山側にあたる北ではなく、西側かあるいは南側であろうが、生憎まだ明治初年の所有者がわかる資料は見い出せない。しかし神戸に土地を買ったことは事実であり、明治21年4月5日付山口広江宛の書翰に「神戸の地面竝に正金銀行にて益したることも甚尠なからず」とある。また福澤家の金銭出納記録の内「明治六年酉一月より同七年一月迄勘定」「明治八年亥一月十七日總勘定」「明治九年一月十七日總勘定」の中に、「神戸地面」代あるいは「神戸地面加入」代としてそれぞれ300両ずつの支出が記録されている。もっともこの900両がこの時の土地代という証拠はなく、福澤が私有地を別に購入した可能性もある。しかしいづれにしる奥平家資産の有力な投資先として、神戸の土地が考えられていたことは確かである。

神戸の土地購入に関しては、福澤と深い親交のあった旧三田藩主九鬼隆義が「買手が見つからない生田川の河川敷を坪十銭の安値で買受け、開港と相まって土地が値上りし、巨万の富を得<sup>(30)</sup>」ている。大正2年の神戸市地租納入者番付では、旧三田藩士小寺泰次郎と九鬼隆義が1・2位を占めた。九鬼が神戸へ移り住んだのは廃藩がきっかけであり、また太政官布告による土地の永代売買の解禁は明治5年2月のことであるから、九鬼の土地購入も明治5年頃のことであろう。そして九鬼に土地購入を勧めたのも、今回の書翰に土地の仲介者として登場する関戸良平由義であった<sup>(31)</sup>。

関戸は神戸の都市計画に関与し栄町筋の開発などを行なった人物であるが、詳しい経歴は不明である。その出自も福井藩士とも三田藩士とも言われてきたが、福澤が田中不二麿に宛てた書翰の中では「旧越前藩之人」と述べており、福井県立図書館に寄託されている松平文庫中の資料「新番格以下 増補雜輩」にも関戸良平の名前が見える。それによれば関戸は明治2年12月に民部省通商少佑に出仕し、1年後の3年12月に本官を免ぜられて<sup>(32)</sup>、他に判明している経歴としては、明治3年6月に県少属として貿



易歩合金の事務を取扱っていたり、貿易五厘金制度の係官に外務局少属として関戸由義の名が出ており、明治4年頃までは貿易に関する仕事に従事していたようである。その後明治5年9月に「新大道取開掛兼町会所掛」<sup>(33)</sup>を命ぜられ栄町筋の開発に着手した。

今回の新資料は丁度その頃のこと、貿易関係の仕事をしていた関戸は神戸の将来性について見通しを持っていたであろうし、また土地開発を通じて土地への投資の有効性も知り得ていたであろう。『アメリカ彦蔵自伝』によれば明治元年に坪あたり(1/2)～(3/4)分であった土地が8年には2～3分の値がついており、「この驚くべき値上りは、おおむね土地の投機の結果」<sup>(34)</sup>であると書かれている。福澤は奥平家資産の運用先として、恐らく関戸の助言を受けて開港地神戸の土地を購入したのであろう。

#### (4) 横浜地券担保による貸し付け

書翰のD項から「横浜之地券を引当＝月壹分ノ利」で奥平家資産を2,500両貸し付けていることがわかる。明治5年2月15日に土地の永代売買が解禁されたことに伴い同月24日地券渡方規則が定められ、売買あるいは譲渡される土地に対して地券が発行された。更に同年7月4日の大蔵省布達によって地券は全ての土地に交付されることになった。奥平家はその地券を担保に貸し付けを行なったのである。

一般に月利は「朱」(パーミル, %/10), 年利は「分」(パーセント, %)と使いわけるのが通例であった。<sup>(35)</sup>例えば『明治財政史』を見ると、太政官札の交換に関する布告では「一箇月五朱即チ一箇年六分ノ利子」となっている。(5%/10)×12=6%という訳である。しかし、福澤の場合には分朱が逆のこともあり、この書翰でも月利に分、年利に朱を用いている。その際にそれぞれが示す数値であるが、鴻池史料の場合を例にとると朱を年利の単位として用いた時は1朱=1%で分と同じになる。福澤の場合も三井で引き受ける預り金が年5朱というのであるから、後の金禄公債の利率などから考えても、1朱=1%/10とすると低率にすぎる。それでは逆に分

が1%／10かと言えば、奥平家資産貸し付けの利率が(1%／10)×12=1.2%で、年利で1.2%にしか達しなくなってしまう。結局福澤においては朱も分も1%と考えるのが妥当であろう。したがってこの書翰にみられる資産運用では、2,500両を年利12% (300両の利子) で貸し付けていることになる。

### (5) アメリカへの送金

福澤は家禄を受け取ったならば、2,000両程アメリカへ送りたいと述べている。「彼方ニ而も年ニ七朱の利を取候よし」とあり、この2,000両は言わば年利7%を見込んだ海外投資と考えられよう。但し、この投資が(アメリカの)内債等への投資なのか単なる預金なのかはわからない。また福澤がこの時具体的にどのような送金ルートを持っていたのかも、今のところ詳細は不明である。しかし福澤が海外までをも視野に入れて、奥平家の資産運用を考えていたことがわかる。

## 2 評議制による資産運用

奥平家の資産管理については、今回の新資料書翰から小幡篤次郎・桜井恒次郎・荒尾茂・築雅路そして福澤の5人の評議体制であったことがわかる。「左之者集会奥平様の御金を取調帳面を明ニする積ニ御座候」「五名之内老人ニ而も不承知之事ニは金を出納すべからざる事」とあり、福澤は5人の合意によって行なうつもりであった。このような評議体制は明治17年の「奥平様御分家約条案」(築・福澤・小幡・桜井の連名)、明治21年の中津銀行からの奥平家資金引上げの際の文書(滝澤直作=奥平家家扶・福澤・小幡・桜井の連名)にもみることができ、奥平家の資産は廃藩以後こうした評議制によって運営されていたと考えられる<sup>(36)</sup>。

評議制について、千田稔氏は明治20年代以降の華族資本の在り方のひとつの特徴であるとしている。即ち「宗族体制下」で行なわれていた資産の増殖は、明治20年代になると「名称は商議人・評議員・協議員等とまちま

ちだが、予算決算や財産売却・購入等の重要事項を審議するために、当主の任命する旧臣成功者（人数は三～五人、任期は概ね三年）よりなる最高機関を設置するようになり、一部の家のみが有力な顧問を確保して資産増殖にあたっていた（例えば毛利家の井上馨や島津家の松方正義）それ以前とは明らかに異なって、資産増殖は「評議制下」で行なわれるようになり、そして「評議会方式による管理機構の下で、資本主義成立・確立に対応して蓄積基盤を取得した時、華族資本は成立・確立する」と述べている<sup>(37)</sup>。

しかし奥平家の場合は明治5年という早い段階から既に5人の関係者による評議制がとられていたことが、今回の書翰よりわかる。もっとも毛利家の場合でも、明治11年に井上馨に「家事」「忠告」人を依頼した際、「今回御帰朝ニ付テハ従前ノ如ク」「御心付之廉ハ無腹蔵預御忠告度」万端、他の「忠告」人である宍戸穉・杉孫七郎・山田顕義等と「被示合貴諭有之度」云々とあるから、明治23年の家憲制定（家政協議人および財産主管人が定められる）<sup>(38)</sup>まで評議制がとられていなかった訳ではない。むしろ千田氏が述べるところの明治20年代における評議制度は、それ以前にあった体制の強化ととらえられるべきであろう。

但し評議制が本当に「評議」であったのか疑問もある。福澤は今回の新資料書翰でも「老人ニ而も不承知之事」には出資しないと言ってはいるが、例えば毛利家においては井上馨の影響力が強いのは明白で、表面上は評議であっても結局はメンバーの中にいる有力者の影響力が強かったことも考えられる<sup>(39)</sup>。

そこで奥平家の資産運用に関わっていた他の4名について触れてみたい。まず小幡篤次郎であるが元治元年6月慶應義塾に入門（『慶應義塾入社帳』1 146）、慶応2年～4年は塾長を勤める。同時に慶応2年以降は幕府開成所助教授になり、明治4年中津市学校の創立にあたり初代校長、9年からは文部省に招かれ中学師範学科創立の際教授監督、明治23年「慶應義塾仮憲法」で定められた塾長となり、31年には副社頭となって社頭の福澤

を支えた。34年福澤の死後は社頭の職を引き継いでいる。交詢社の幹事も勤め、常に福澤のために協力を惜しまない人であった。

桜井恒次郎は、前述の嘉永あるいは慶応頃かと思われる分限帳では200石となっている。『慶應義塾入社帳』（1 170）によれば慶応2年3月下旬の入社で後に塾員となり、帰農商の勧告がでると明治4年1月中津藩の帰農者第1号となった。『慶應義塾百年史』によると、福澤は明治2年に福澤屋諭吉の屋号で出版事業を開始し、明治5年8月頃それを拡大して慶應義塾出版局としたが、桜井はその出版局の中心人物のひとりであった。<sup>(40)</sup> この出版事業は明治15年まで続くが、途中事業の拡大を行ない副業にものりだした。桜井も茶や材木を商ったがうまくはいかなかったらしく、明治16年12月22日の福澤宛書翰では「手出ス商売悉ク失敗仕賃金及入社金等迄取戻方無効ニ属ル之始末ニテ誠ニ困難至極仕候所謂士族商法ノ謗ハ難免慙愧之至ニ奉存候（略）歲月ヲ重ニ從益商売ノ六ヶ敷事ニ感銘仕候」と述べている。<sup>(41)</sup> 桜井は明治17年の「奥平様御分家約條款」や明治21年の中津銀行からの奥平家資産引上げの際にも名を連ねており、奥平家の資産運用には後々まで関与していたと思われる。

荒尾茂はその名前では分限帳に出てこないが、桜井あるいは後述の築の禄高から考えて250石の荒尾繁次郎と関係があるかもしれない。『慶應義塾入社帳』には該当するような人物はいない。『福澤諭吉全集』の註では奥平家の家職とある。奥平家上京の際の御供であったようで、明治5年7月7日付で福澤が下関から岡山の福澤英之助に宛てた書翰によれば「御供は築と荒尾兩人」とあるのだが、今回の新資料書翰では「先日荒尾君も御着」と遅れて東京に到着している。<sup>(42)</sup> 英之助宛書翰の全集の註には「名未詳」とあるので別人の可能性もあるが、下関まで供をし、その後中津へ引き返したか、神戸・大阪あたりで所用を済ませ上京したと考える方が自然であろう。上京後は前述した芳蓮院の「意=叶ふ」「御附き」として勤めることになったと思われるが、明治6年4月15日付の嶋津宛福澤書翰に

「先月初旬より荒尾氏神経病にて聊掛念いたし居候處、追々快方、五、六日前御下屋敷え養生の爲引移、農業を始め候處大に功を奏し、不日真の全快に可相成、御案じ被下間敷」とあり、この後管見の限りでは奥平家の関係資料に登場することはなくなるので、病気が治癒しなかったのかもしれない。<sup>(43)</sup>

最後に築雅路は、分限帳には「高百五十石 外ニ五人扶持」とある。『福澤論吉全集』の註では奥平家の家職を勤めた人物となっているが、明治5年7月の「奥平昌邁家族旧中津県へ寄留願」や明治16年の天保義社改組をめぐる騒動などに「家扶」として登場する。しかし明治5年2月の「奥平昌邁隠居昌服元中津県下へ寄留願」や明治21年の天保義社からの奥平家資産引上げの際には、「家扶」としては滝澤直記の名が記されている。もっとも『中津藩史』に掲載されている家職員の規定（明治3年9月制定）だと家扶は2名であるから、築と滝澤が共に「家扶」であってもよい訳で、築の任期は必ずしも明治5年2～7月の間から明治16～21年の間とは限らない。<sup>(44)</sup> いずれにしる奥平家当主のお側につかえていた人物である。

以上メンバー4人の経歴を概観すれば、福澤がリーダーシップを発揮したであろうことは想像に難くない。評議制とはいっても、奥平家資産運用における福澤の影響力は大きかったであろう。

#### IV 福澤と奥平家資産運用

以上の考察から、奥平家の資産は旧藩時代の御用商なども利用して、土地購入や貸し付けに運用されていたことがわかった。これらは奥平家資産の増殖のみを目的としたもので、言わば奥平家資産の私的な側面での運用である。私的な側面での運用例としては他に、慶應義塾出版局や丸家銀行等への出資が既知の資料から確認できる。<sup>(45)</sup> 今回新資料によって土地購入や貸し付けといったより具体的な運用が明らかになったといえよう。

その一方で大名家の資産には公的な側面も大きい。奥平家の場合も旧中

津藩士族に対する教育を意図した中津市学校や士族を中心とする旧領内の人々への資金提供となる天保義社など、公的な目的のためにも拠出していることが従来の資料によって判明している。福澤は明治23年1月3日時事新報社説「華族の財産」<sup>(46)</sup>の中で、大名華族の財産は「旧家来の面々」が「財産維持の法を講じ、家の財産を整理」してその管理に力をそそいできた<sup>(47)</sup>と言い、その両者の結び付きは「純然たる徳義上の信用」であると述べている。

また資産の運用にあたって、明治5年という早い時期から小幡篤次郎・桜井恒次郎・荒尾茂・築雅路・福澤諭吉の5人により「五名之内老人＝而も不承知之事＝は金を出納すべからざる事」として評議制がとられていたことがわかり、そのメンバーから実際には福澤がリーダーシップを取っていたと思われることが判明したのは今回の収穫であった。

## 注

(1) 『福澤諭吉全集』岩波書店、昭和35～37年、第21巻、385～388頁。(以下『全集』と略す)

(2) 山崎有信著、昭和14年、412～413頁。

なお嶋津の石高は『郡誌後材扇城遺聞』（赤松文二郎編纂、中津小幡記念図書館、昭和7年、238頁）に掲載されている嘉永あるいは慶應ごろとされる分限帳によれば、寄合格で「高貳拾人扶持（内拾人扶持名目）」となっている。しかし単なる20人扶持とは考えにくいので、記載には恐らく欠落があって200石もしくは300石20人扶持であろう。

(3) 本稿においては『福翁自伝』は全集より引用した。第7巻、236頁。

(4) 明治4年（カ）10月27日付嶋津宛福澤書翰。（『全集』第17巻、117頁）

(5) 中津市学校は明治4年11月に福澤の提言をいれて設立された洋学校である。その設立趣意書にあたる「中津市学校之記」は旧藩主奥平昌邁の記名であるが、慶應義塾所蔵の版下草稿には福澤の加筆訂正があり、福澤の意見に基づくものと考えられる。そこには「此度ノ変革（廃藩置県）ヲ以テ好機会トシ其機ヲ失ハズシテ積年ノ心事ヲ改メ人為ノ爵禄ニ依籍セズシテ天与ノ身心ヲ頼ミ躬ヲ身ヲ役シ躬ヲ心ヲ勞シ芸学ヲ勤メ家業ヲ営ミ一身不羈ノ産ヲ立テ其氣象ヲ子孫ニ遺サバ子孫亦独立ノ一人タルベシ天地ノ幸福之ニ若クモノナ

シ」(広池千九郎編『中津歴史』明治24年, 昭和51年復刻, 防長史料出版社, 下巻 240-244頁)とあり, 教育の必要を強く説く福澤の求めに応じて設立されたことがわかる。

- (6) 石河幹明『福澤諭吉伝』岩波書店, 昭和7年, 第2巻, 113-117頁。(以下石河『諭吉伝』と略す)
- (7) 黒屋直房著『中津藩史』, 碧雲荘, 昭和15年, 658頁。
- (8) 大蔵省考課状は国立公文書館内閣文庫所蔵本による。『大日本貨幣史 参考』大蔵省, 明治10・11年, 571頁。『明治財政史』大蔵省内明治財政史編纂会, 第12巻, 279頁。なお中津藩札の新貨幣への交換については、『中津歴史』(下巻, 203頁)に, 中津藩が藩札を有利な数値で新貨に交換することに成功したことが書かれている。その間の事情は中津藩が小倉県へ提出した書類および小倉県からの指示,(前者は明治5年6月付, 後者は同年8月付。三木作次郎編纂発行『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』13-15頁), 小倉県から大蔵省紙幣寮に提出された伺(大蔵省考課状の内, 明治5年7-11月の紙幣寮に関する記録をまとめたものに記載あり)などから明らかになる。即ち交換は銭価によって行なわれたので中津藩のような銀札の場合, 新貨換算式は次のようなものと考えられる。  
$$\text{藩札表示価格} \div \text{金相場} \times \text{銭相場} \div 100 \times 8$$
しかし中津藩には銭相場がなく, 初め銭相場を届出なかったところ不都合であるといわれて, 平均相場である156匁で申請した。ところが政府は銭相場の2割増を引換価格と定めたので, 中津の場合も156匁の2割増である187匁2分で引換えるという達があった。そこであわてて藩内には銭相場が一切ないことを申し立て「民間実地取引ノ割合」や「近隣ノ銭相場」を調べた上で「実価適当」にして欲しいと願い出たところ, 金札1両に対し銀札171匁6分に決定し「普通の相場より割合よく引換らるゝ運び」となった。
- (9) 下山三郎『近代天皇制研究序説』岩波書店, 昭和51年。
- (10) 『大分県史 近代篇』, 昭和59年, 79頁。以下『大分県史』とした場合はすべて近代篇。
- (11) 藩政改革については『大分県史』, 80頁。禄制改革については『中津藩史』, 661-662頁。
- (12) 第8巻, 213頁。
- (13) 304頁。
- (14) 102-103頁。
- (15) 大久保利謙歴史著作集3『華族制の創出』, 吉川弘文館, 平成5年, 129頁。および中村哲『集英社版日本の歴史16明治維新』, 平成4年, 78頁。

- 16) 上野秀治「大名の私的資産に関する一私論」『皇学館史学』第3号，昭和63年。
- 17) 下巻，261頁。
- 18) 『全集』第7巻，209頁。
- 19) 第2巻，99頁。
- 20) 『大分県史』，73-74頁。
- 21) 石河『諭吉伝』の引用は第2巻，118頁。『福翁自伝』は『全集』第7巻，181頁。
- 22) 富田正文著『福澤諭吉の漢詩三十五講』，福沢諭吉協会。平成6年，169頁。  
( )は原文のまま。
- 23) 石河『諭吉伝』第2巻，119頁。
- 24) 『全集』第7巻，236-237頁。
- 25) 前掲富田『福澤諭吉の漢詩三十五講』，169頁。なお，福澤には「奉芳蓮院大夫人」と題する漢詩があるので，富田正文による読み下しをここに引いておく。

四代の殿様に御隠居様とあがめかしずかれていらっしゃる尊い美しいあなたさまのお恵みは，一門一藩に雨露のように深くしみこんでおります。お蔭さまで春の海のようなごやかに育っていられる奥平一家のかたがたは，ひとりとしてあなたさまの子孫でない者はございません。

(富田『福澤諭吉の漢詩三十五講』，168頁)
- 26) 明治5年6月9日付吉田清成宛井上馨・渋沢栄一他連名書翰に「当年米価凡平均三両歩位ト見込候」とある。(『世外井上公伝』原書房，昭和43年，第2巻，15頁)
- 27) 『神戸貿易協会史——神戸貿易100年のあゆみ——』神戸貿易協会，昭和43年，40-41頁。金場小平次は『福翁自伝』の中に「懇意の間屋」(『全集』第7巻，208頁)として登場し，交詢雑誌第6号付録の名簿にも「兵庫松屋町廻船間屋」と書かれているが，貿易商社の名簿に名前はない。
- 28) 前掲『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』，19-21頁。
- 29) 引用書翰は『全集』第18巻，218頁。金銭出納記録は『全集』第21巻，9，11-12頁。
- 30) 岸田達男「福澤諭吉と摂州三田——旧三田藩主九鬼隆義を中心に——」『福沢手帖』第77号，平成5年，7頁。
- 31) 成田謙吉「福沢諭吉と神戸」『神戸の歴史』第5号，昭和56年，30頁。
- 32) 田中不二磨宛書翰は明治22年10月15日付。(鈴木栄樹「福沢諭吉と田中不二磨——新資料・田中宛福沢書翰を中心に——」『福沢手帖』第82号，平成6年，



11頁)

なお関戸の経歴については大阪商業大学青山忠正氏、成田謙吉氏、福沢諭吉協会竹田行之氏、および福井県立図書館資料課、福井市立郷土資料館の方々から御教示をいただいた。この場をかりて謝意を表したい。

- 33) 赤松啓介『神戸財界開拓者伝』太陽出版、昭和55年、515-525頁。および前掲『神戸貿易協会史——神戸貿易100年のあゆみ——』、43頁。
- 34) 平凡社東洋文庫、昭和39年、226頁。
- 35) 宮本又次『近世大阪の物価と利子』創文社、昭和38年、48頁。
- 36) 「奥平様御分家約条案」は『全集』第20巻、276-279頁。明治21年の際の手書は前掲『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』85, 89頁。
- 37) 千田稔「華族資本の成立・展開——一般的考察」『社会経済史学』第52巻1号、昭和61年、16-17頁。( )は原文のまま。
- 38) 国立国会図書館憲政資料室、井上馨関係文書。
- 39) 実際運用していく上での責任者はほとんどの場合家令あるいは家扶であるが、事実上の実権は有力者が握っていたのではないだろうか。例えば井上は原敬を北浜銀行に送り込む際、いとも簡単に重役になるのに株が必要であれば毛利家の持ち株の名義を書き替えてやろうと言っており、井上の影響力の強さがわかる。(原奎一郎『原敬をめぐる人々』NHKブックス401、昭和56年、203頁)
- 40) 上巻、601頁。
- 41) 慶應義塾福澤研究センター所蔵。茶の取引については明治12年8月28日付奥平每次郎宛福澤書翰(『全集』第17巻、336頁)に、材木については引用書翰に書かれている。
- 42) 『全集』第17巻、136-137頁。
- 43) 『全集』第17巻、146頁。
- 44) 『中津藩史』663-664頁。
- 45) 明治16年12月15日付桜井恒次郎宛福澤書翰(『全集』第17巻617頁)、『丸善百年史』(丸善株式会社、昭和55年)上巻、75-79頁他。
- 46) 前掲「中津市学校之記」(『中津歴史』下巻241頁)、同『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』79-80頁他。
- 47) 『全集』第20巻、364-367頁。

(にしざわ なおこ 福澤研究センター嘱託)